

## 茨木市道路監理員要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第71条第5項の規定に基づき、道路監理員を置き、道路管理行政を積極的かつ能力的に推進することを目的とする。

### (任命)

第2条 道路監理員は、建設部に属する職員のうちから市長が命ずる。

### (職務の基準)

第3条 道路監理員は、法第71条第5項及び第6項の規定に基づき監督処分を行うときは、「道路の不法占用物件等監督処分要領」によるものとする。

### (証票)

第4条 道路監理員は、その職務を行なうときは、身分を示す証票（様式1）を携帯し、関係人の請求があったときはこれを呈示しなければならない。

### 附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から実施する。